

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

個人情報取扱

個人情報取り扱いに係る基礎を確認し、行政官としての適正な情報管理が行えるようになることを目的とします。

目次

1. 個人情報の定義	2
2. 個人情報の取扱いの基本ルール	3
3. 個人情報の漏えい等が発生したとき	4
4. 児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について	5

個人情報 の 定義

個人情報とは

- 個人情報保護法において「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報**をいいます。
- **他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。**
- このほか、**番号、記号、符号などで、その情報単体から特定の個人を識別できる情報で、政令・規則で定められたものを「個人識別符号」といい、個人識別符号が含まれる情報は個人情報**となります。

個人情報とは



要配慮個人情報とは

- 個人情報の中には、他人に公開されることで、本人が不当な差別や偏見などの不利益を被らないようにその取扱いに特に配慮すべき情報があります。
- 例えば次のような個人情報は、「要配慮個人情報」として、取扱いに特に配慮しなければなりません。

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実のほか、身体障害・知的障害・精神障害などの障害があること、医師等により行われた健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として逮捕等の刑事事件に関する手続が行われたこと、非行・保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことの記述などが含まれる個人情報

- このような「要配慮個人情報」の取得には、原則としてあらかじめ本人の同意が必要です

参考：政府広報オンライン「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>) ,2023/3/13閲覧

個人情報取扱いの基本ルール

1.取得・利用 ▶勝手に使わない!

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



2.保管・管理 ▶なくさない!漏らさない!

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。



3.提供 ▶勝手に人に渡さない!

- 第三者に提供する場合、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



4.開示請求等への対応 ▶お問合せに対応!

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情に適切・迅速に対応する。



1.取得・利用

- **個人情報を取り扱うに当たっては、どのような目的で個人情報を利用するのか具体的に特定する必要があります。**
- 利用目的は、あらかじめホームページ等により公表するか、本人に知らせなければなりません
- 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはなりません
- **「要配慮個人情報」を取得するときはあらかじめ本人の同意が必要です**
- 取得した個人情報は、利用目的の範囲で利用しなければなりません。
- **取得している個人情報を、特定した利用目的の範囲外のことに利用する場合、あらかじめ本人の同意が必要です。**

2.保管・管理

- **個人データの漏洩等が生じないように、安全に管理するための必要な措置を講じなければなりません**
- 従業者や委託先においても、個人データの安全管理がは彼荒れるよう、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 個人データの漏洩等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合は、個人情報保護委員会に報告し、本人に通知する義務があります。

3.第三者提供

- **個人データを本人以外の第三者に提供するときは、原則として本人の同意が必要です。**ただし、本人の同意を得なくても、例外的に個人データを第三者に提供できる場合があります。(例：法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合、公衆衛生・児童の健全育成に必要で本人の同意取得が困難な場合、学術研究目的での提供・利用、委託・事業承継・共同利用など)
- 第三者に個人データを提供した場合は「いつ・誰の・どんな情報を・誰に」提供したか、第三者から個人データの提供を受けた場合は「いつ・誰の・どんな情報を・誰から」提供されたかを確認・記録する必要があります。記録の保存期間は原則3年です。
- 外国にある第三者に提供する際は、個人情報保護法第28条各項のいずれかの条件を満たす必要があります。

4.開示請求対応

- 本人からの請求があった場合は、保有個人データの開示、訂正、利用停止などに対応する必要があります。
- 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処する必要があります。
- 第三者に個人データを提供した記録も開示請求の対象となります。
- 保有個人データの開示方法について、電子データなどによる提供を含め、本人が請求した方法で対応する必要があります。

参考：政府広報オンライン「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>) ,2023/3/13閲覧

個人情報情報の漏えい等が発生したとき

- 次のような漏えい等の事案が発生した場合、又は発生したおそれがある場合は、個人の権利や利益を侵害するおそれがあるため、速やかに個人情報保護委員会に報告し、本人へ通知しなければなりません。

1. 要配慮個人情報情報の漏洩等

- 例 1 : 従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
- 例 2 : 患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

2. 財産的被害のおそれがある漏えい等

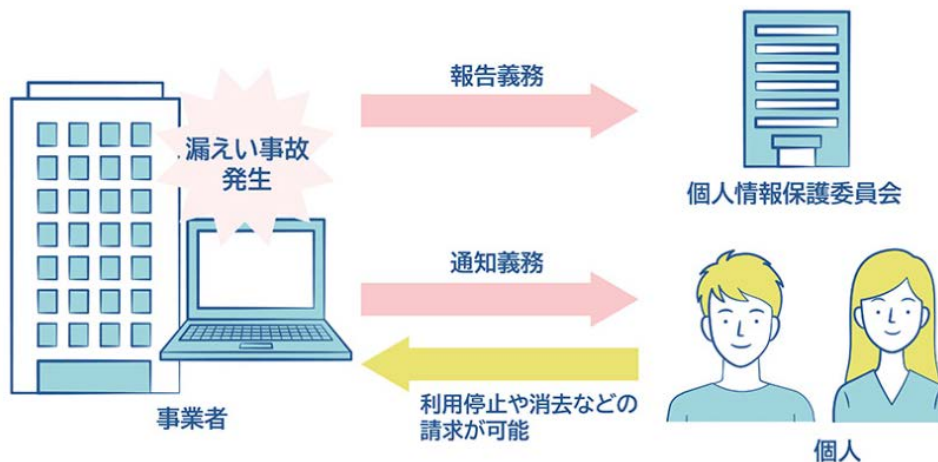
- 例 1 : ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合
- 例 2 : 送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードを含む個人データが漏えいした場合

3. 不正の目的によるおそれがある漏えい等

- 例 1 : 不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
- 例 2 : ランサムウェアなどにより個人データが暗号化され復元できなくなった場合
- 例 3 : 個人データが記載又は記録された書類・媒体などが盗難された場合
- 例 4 : 従業員が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

4. 1,000人を超える個人データの漏えい等

- 例 : メールマガジンの配信を行う際、個人データであるメールアドレスを本来はBCC欄に入力して送信すべきところ、誤ってCC欄に入力して1,000人を超える方々へ一斉送信した場合



参考：政府広報オンライン「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」 (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>) ,2023/3/13閲覧

児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について

- 児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、児童相談所長は地方公共団体の機関や、児童の医療、福祉又は教育に関する機関、児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者に、児童虐待に関して児童等の情報等の提供を求めることができます。（児虐法13条の4）

児童虐待防止法第13条の4

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

個人情報保護法その他個人情報に関する規律において、原則として個人情報の機関外提供が禁止されるものの、法令に定めがある場合等については認められることから（個人情報23条1項1号など）、本条により、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これらの情報を提供できることを法に定めることによって円滑な個人情報の共有を図ったものになります。

参考：磯谷文明ほか『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』 [有斐閣.2020] 712頁

児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について

情報を提供する側の守秘義務、個人情報保護との関係

関係機関等における守秘義務との対応

- 関係機関等については、刑法又は関係資格法により守秘義務規定が設けられている場合があり、職務上知り得た秘密を洩らした場合には刑事罰の対象とされます。ただし、**法令による行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しません。**（刑法35条）

学校、児童福祉施設、病院等における守秘義務との対応

- 児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に情報提供することは、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者には、**虐待防止法第5条第2項に基づき児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童福祉法第10条又は第11条に基づき児童相談所や市区町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならない**と考えられます。

個人情報保護法との対応

- 個人情報保護法においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされています（個人情報保護法第16条及び第23条）。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この**「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することになりません。**
- なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられます。

参考：厚生労働省「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（雇児総発1216第1号 平成28年12月16日）

児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について

改正法に規定されていない民間事業者からの資料又は情報の提供について

民間事業者からの情報提供を要請する可能性のある場面

- 一般の民間事業者においても、児童虐待防止に係る情報を有しており、これらの民間事業者から情報提供を受けることが、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために有効な場合があると考えられます。
- 具体的には、以下のような場合が考えられる。
 - 集合住宅の管理会社等に対し、虐待が疑われる児童や保護者の居住実態の確認をする場合
 - 虐待通告に基づき、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、ゲームセンター等に対し、虐待の目撃情報の照会をする場合
 - 集合住宅の管理会社や警備会社、鉄道会社、コンビニエンスストア等に対し、虐待行為を確認し得る防犯カメラの映像の提供を求める場合等

民間事業者からの情報提供に係る整理

- 民間事業者についても、個人情報保護法上、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」又は「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」には、本人の同意を得ることなく個人情報を提供することが可能です（個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号）。

参考：厚生労働省「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（雇児総発1216第1号 平成28年12月16日）

参考文献

- ・ 政府広報オンライン 「「個人情報保護法」をわかりやすく解説 個人情報の取扱いルールとは？」 (<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>) ,
[\(2023/3/13閲覧\)](#)
- ・ 磯谷文明,町野朔,水野紀子 編集代表：実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法.有斐閣.2020
- ・ 厚生労働省「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」
(雇児総発1216第1号 平成28年12月16日)